

(その1)

【 令和 5 年 分 】

収 支 報 告 書

1	政治団体の名称	まつうらだいがだいばーしていあきたのかい
2	主たる事務所の所在地	〒010-0966 秋田県秋田市高陽青柳町 1-46 2階
3	代表者の氏名	江口康彦
4	会計責任者の氏名	佐藤栄大
	収支報告書作成担当者の氏名	松浦大悟
	電話連絡先	090-5230-0741

※選管受付印



※ 太枠内に必要事項を記入してください。

(※該当箇所へ☑を入れる)

政治団体の区分	
☐ 政党の支部	☒ その他の政治団体
☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 (=政治団体以外の者が対価1千万円以上のパーティを開催した場合)	☐ その他の政治団体の支部
活動区域の区分	
☒ 秋田県内	☐ 2以上の都道府県の区域等

(※前年12月31日又は解散日現在)

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☒ 無	
(※以下は、「有」の場合のみ記載)	
公職の種類	(現・候)
資金管理団体の届出をした者の氏名	

(※前年12月31日又は解散日現在)

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項1号に係る国会議員関係政治団体	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	松浦大悟
公職の種類	衆議院議員

資金管理団体の指定の期間
(※年途中で指定又は取消した場合のみ記入)

令和	年	月	日から
令和	年	月	日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
(※年途中で指定又は取消した場合のみ記入)

令和	5 年	1 月	1 日から
令和	5 年	8 月	20 日まで

収 支 の 状 況

(その2)

1 収支の総括表

		十億	百万	千	円
収 入 総 額	A=B+C				0
	(前年からの繰越額) B				0
	(本年の収入額) C				0
支 出 総 額	D				0
翌年への繰越額	E=A-D				0

←前年の「翌年への繰越額」と一致

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	十億	百万	千	円
員数 (党費又は会費を納入した実人数)				人

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分		金 額	備 考
		十億 百万 千 円	
(ア) 個 人 か ら の 寄 附		0	(※その7①に内訳を記載)
	(うち特定寄附)	0	(※資金管理団体のみ)
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附		0	(※その7②に内訳を記載)
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附		0	(※その7③に内訳を記載)
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)		0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)			(※その8に内訳を記載)
イ 政 党 匿 名 寄 附			(※その9に内訳を記載)
合 計 (ア+イ)		0	

政党(支部)以外は法人その他の団体から寄附を受けることはできません。

政治団体の本部・支部からの交付金は(その5)に計上すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

※全項目について「有」又は「無」に☑を入れる。

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※「有」の場合、項目別区分ごとに内訳を(その18)に記載する。

(その20)

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

(添付したものに☑をつける。)

☐
☐

1 領収書等の写し

2 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5 年 8 月 28 日

政 治 団 体 の 名 称 松浦大悟ダイバーシティ秋田の会

会 計 責 任 者 の 氏 名 佐藤栄大

※ 代 表 者 の 氏 名 江口康彦

会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。

※ 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。

政治資金監査報告書

令和5年8月20日

松浦大悟ダイバーシティ秋田の会

代表 江口 康彦 殿

登録政治資金監査人 丹野 壮治

登録番号 第119号

研修終了年月日 平成20年9月12日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、松浦大悟ダイバーシティ秋田の会の令和5年に係る法第17条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、遠隔地の関係上、監査人の事務所である大阪府大阪市阿倍野区旭町1-2-7-414において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、松浦大悟ダイバーシティ秋田の会に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

松浦大悟ダイバーシティ秋田の会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、松浦大悟ダイバーシティ秋田の会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。